

第1章 ベトナム —コメ輸出大国の国内事情—

岡江 恭史

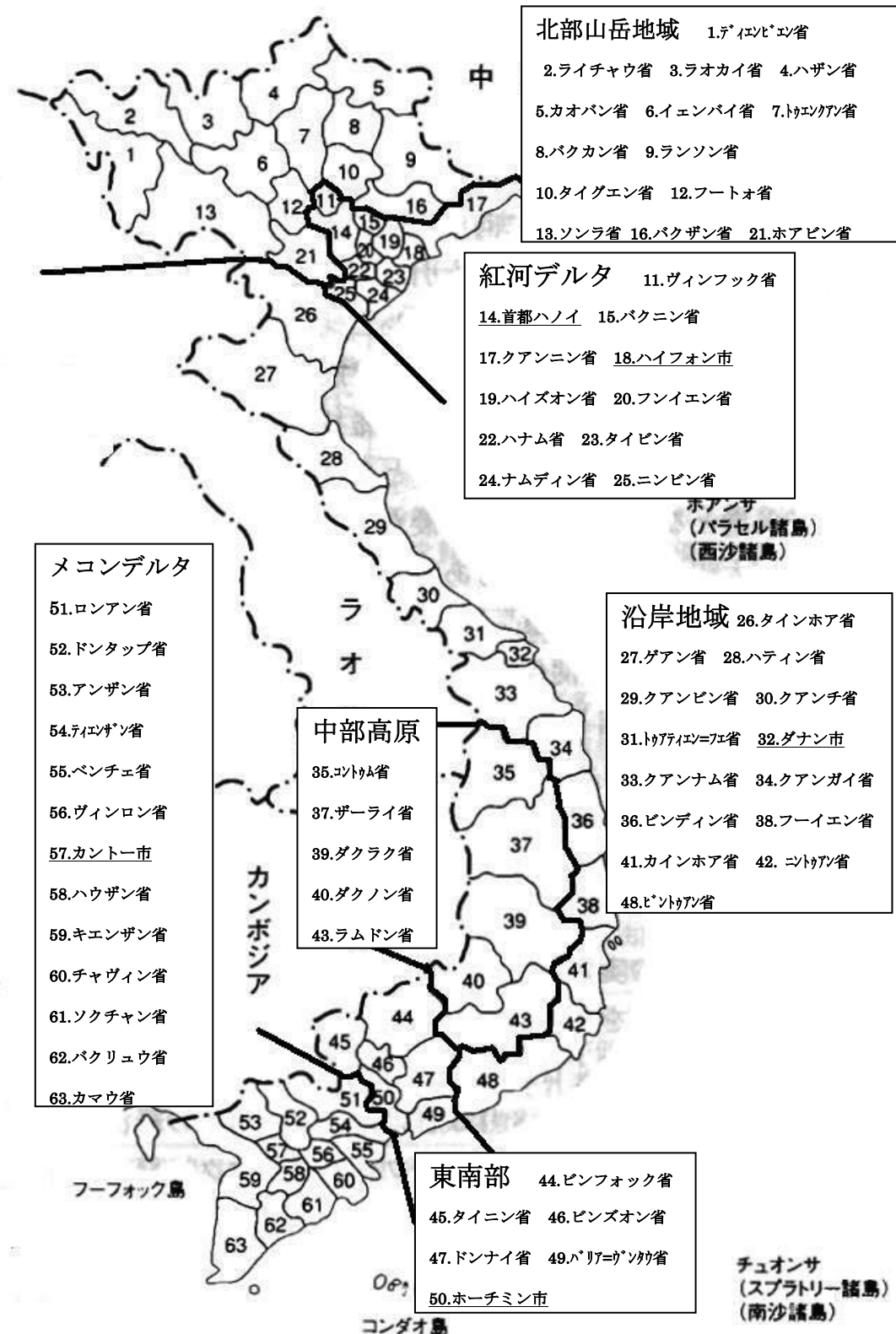
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、近年常に世界第2～3位のコメ輸出国であり続け、2023年には過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録した。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,346km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は99,474千人である（2022年の数字。TCTK online）。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。また複数の各地方省⁽¹⁾をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」、「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」、「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」、「中部高原（Tay Nguyen）」、「東南部（Dong Nam Bo）」、「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナム農政の変遷」において、共産政権下におけるベトナム農政の歴史を紹介する。「2. 国際米価高騰とベトナムの対策」において、2007年から国際米価が急騰した際に、当時のベトナム政府が取った対策について解説する。「3. 最近のコメ政策・動向」で、最新のコメに関する政策と2023年のコメ生産・輸出動向について国際米価高騰期との違いを中心に分析する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所（2020）のベトナム地図に筆者が加筆。

注．下線が省と同格の中央直轄市。

1. ベトナム農政の変遷

(1) ベトナムの村落と農業集団化

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では、分裂や戦乱が続く中でかつて国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された（桜井，1987）。村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石，2002）。

第二次世界大戦中に仏領インドシナを占領していた日本軍が撤退した後、北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）は1945年9月に成立を宣言したものの、当初どこの国からも承認されなかった。これを1949年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し、支援したことが北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した1954年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach ruong dat）が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽²⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン（Truong Chinh）書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施に当たったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は1956年7月までに北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の5%は地主という中国の経験が機械的に導入され、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田，1996）。

ベトナム農村では1958年から中国にならった初級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap, 以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石，1993）。そして、1959年4月の第16回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao, 以下「高級合作社」）に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次5か年計画（1961～65年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403（全合作社の33.8%）だったのが、1967年には18,560（全合作社の76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc, 1995）。

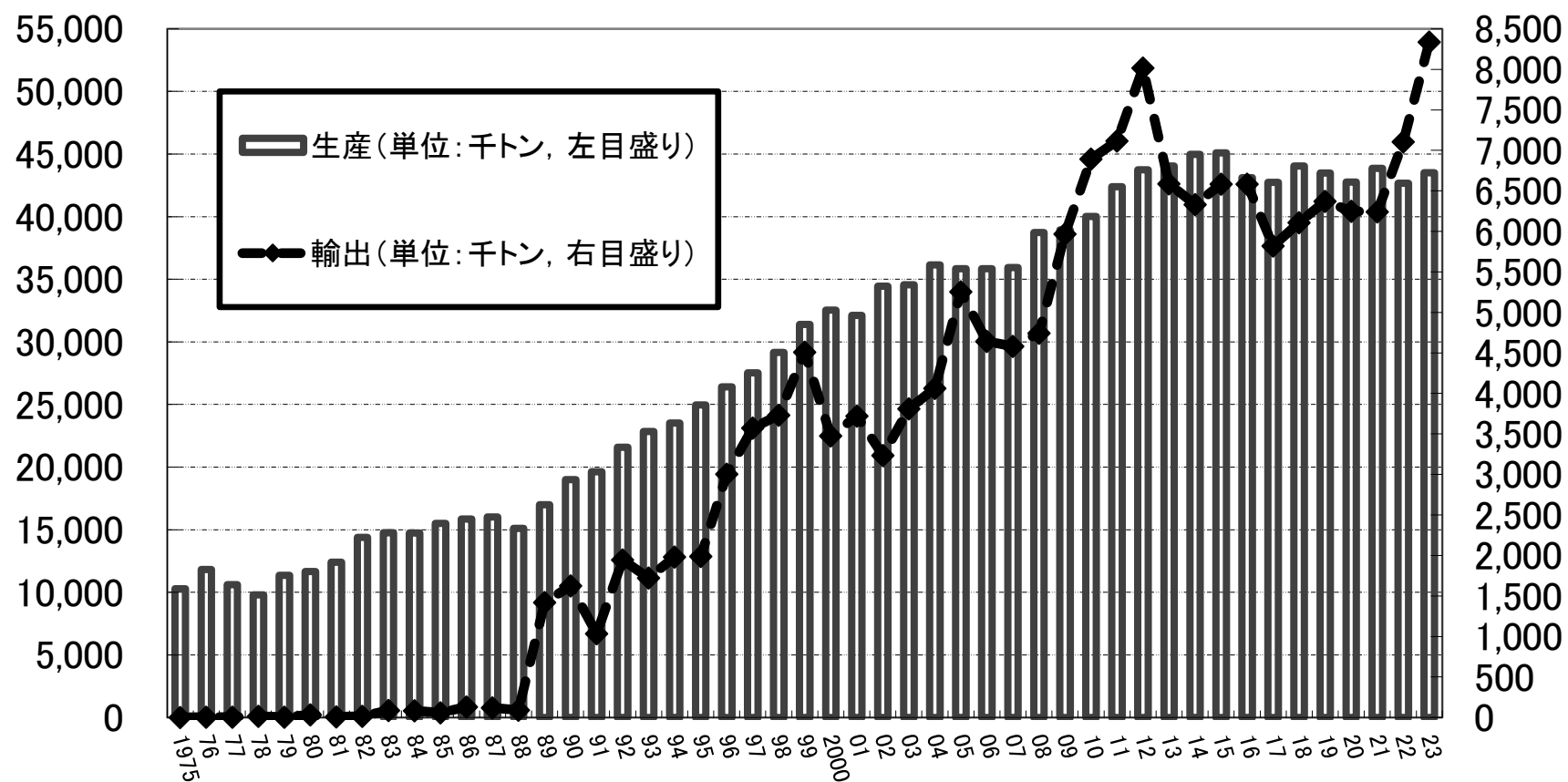
東西対立の最前線としてアメリカ・南ベトナム（西側陣営）と北ベトナム（東側陣営）との間で戦われたベトナム戦争は、1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収することによって終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、農民による生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。

またそれまでアメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は、ベトナム戦争末期の米中接近（72年のニクソン米大統領訪中）、74年の中国の南シナ海のパラセル諸島（それまで南ベトナムが実効支配）占領によって対立が激化し、79年には両国間の戦争に発展した（中越戦争）。冷戦後期中ソ対立の国際情勢の中でベトナムはソ連陣営に所属（1978年にコメコン加盟）し、ソ連・東欧からの援助を受けた。

（2）ドイモイ政策と農政の転換

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示（DCSVN, 1981）を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農家世帯は、合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家が請負を完遂したうえにさらに5～20%の余剰生産をなした。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石, 1993）。さらに1988年には共産党政治局10号決議（DCSVN, 1988）によって、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。また1996年合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の農協へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN, 1996）。

また第2図にベトナム戦争終了（1975年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた10号決議の翌年（89年）から本格的な輸出が始まったこと、またそれ以降右肩上がり生産・輸出が伸びていることがわかる。近年ではタイ・インドと並ぶコメ輸出国の地位を確立し、2023年には過去最高の輸出量を達成した。



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online; 2005; 2008; 2023)。2022,23年は速報値。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革―農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、統一によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank, 1996）が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。同大会で採択された1996～2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向、②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という2つの特徴が現れている（竹内，1997）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり、②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策は、この両者のバランスを取りながら進められることになった。

ソ連・東欧の共産圏が崩壊した1990年代以降は、かつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはASEANに95年7月に加盟し翌96年1月にはASEAN自由貿易地域（AFTA）の共通効果特惠関税（CEPT）スキームにも参加した。対米では、94年2月にアメリカは75年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定した。対中では、91年11月に国交正常化し近年は経済関係も緊密になっている。

（3）2000年代のベトナム農政

脱集団化・市場経済化に進む80～90年代のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもある。この時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。

こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府決議（CPVN, 2000）を公布し2010年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。さらに2005年6月20日付け第150号政府首相決定（CPVN, 2005）によってこの路線が補強された（第1表参照）。コメに関しては、生産性の低い水田の転作を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。

また2000年代には南シナ海紛争等で再び中国との対立を深めたことから、西側（欧米日）との関係強化を図っている。対米では、2001年12月には米越通商協定が発効した。対欧州では、2020年8月にEU・ベトナム自由貿易協定が発効し、EUを離脱した英国とも2021年5月に英国・ベトナム自由貿易協定が発効した。対日では、2004年12月には日越投資協定が発効し、2009年10月には日越経済連携協定（JVEPA）が発効した。また近年では、「環太

平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」にも参加している（ベトナムは 2019 年に発効）。

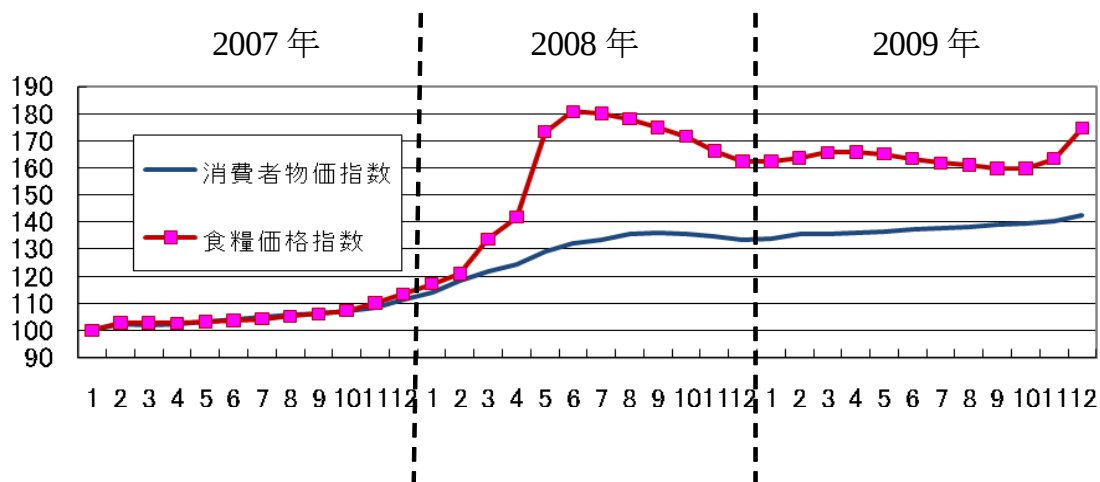
第 1 表 2000 年代初期の農業発展戦略

	政策の柱	コメ政策
政府決議第 9 号 (2000 年 6 月)	①農業生産における新技術の導入 ②生産と加工・販売との効果的結合 ③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実 ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発 ⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化	灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。
首相決定第 150 号 (2005 年 6 月)	①農地の集積による経営基盤の強化 ②AFTA (ASEAN 自由貿易地域)・WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守 ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る	特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させる。

資料：CPVN(2000;2005)。

2. 国際米価高騰とベトナムの対策

(1) 国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策



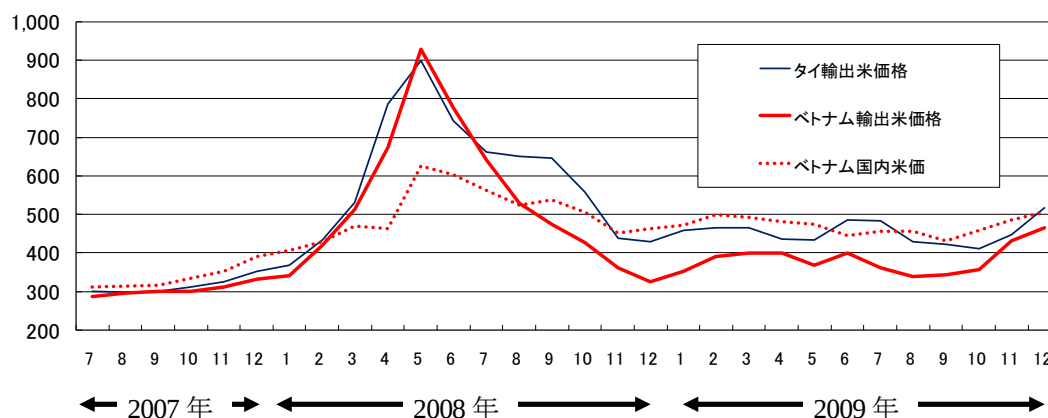
第 3 図 2007～09 年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online)。

注. 2007 年 1 月を基準 (100) とする指数。

第3図は、世界的に穀物価格が高騰した2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なお、この「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 “luong thuc”の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009年12月の消費者物価指数及び食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持している。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第4図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007年後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体と物価全般も急騰した。



第4図 2007～09年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25%砕米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達（CPVN, 2008a）によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。第4図に見るように、この輸出規制によって、国内米価の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

前述のように2000年の政府決議第9号によって水田の転作が認められたが、その結果その後は水田の転作が政府の予想をはるかに超える速度で進行した。このことも人々に国内

需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年には農地規制策が新たに取られた。4月18日に第391号首相決定（CPVN, 2008b）が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転作を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転作面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転作が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

（２）政府決議 63 号と国家食糧安全保障

物価高騰の混乱を踏まえて農業問題が2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論され、2010年及び2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議」（DCSVN, 2008）が8月5日に公布された。さらにこれを受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌09年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN, 2009c）が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものである。

具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田（うち320万haは2期作以上の栽培ができる灌漑設備の整った水田）を維持することによって41～43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を現在の2.5倍にする目標を立てている。

またベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約2倍の容量）の建設を2012年までに完成させるように指示している。さらに政府機関への指示として、財務省に対して稲作生産の保険のスキームを、農業農村開発省に対しては農民と農村の各経済事業体（農協・企業・研究機関・流通・輸出業者）との連携に関するスキームをそれぞれ、政府に提出するように求めている。

（３）政府議定 109 号と新コメ政策

上記の63号決議の方針を執行するために政府議定109号（CPVN, 2010）が2010年11月4日に公布（施行は2011年1月1日）された。この政府議定109号から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

① 価格支持策の導入

2009年3月9日に首相府において第78号通達（CPVN, 2009a）が公布された。同通達で出された方針は稲作生産費のうち少なくとも30%は生産者の利益となるように南北食糧総

会社は買い取り価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。この生産費の30%を生産者の利益とする方針は、同年12月23日の政府決議63号にも盛り込まれた。

その後、政府は2009年の夏秋作の収穫が始まる時期に入った8月10日に、ベトナム食糧協会を通じて会員業者に対し臨時備蓄用米として最低価格3,800ベトナムドン/kg（湿度17%の乾燥粳米）以上で輸出米の主産地であるメコンデルタの農民から買い取るように指示を出した。この時の買い取り目標量40万トンが達成された後、さらに第2弾として9月9日にさらに同条件で50万トンの買い取り策が出された。政府としてこの方針をさらに支援するため、9月22日付首相決定1518号（CPVN, 2009b）により、メコンデルタを管轄する南部食糧総会社傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した。2010年以降においても同様に臨時備蓄用米の買い取り指示が出され、融資に際しての利子補給も同様にとられた。

さらに109号議定によって、2011年からは新たに国内の下限価格（基準買い取り価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買い取り価格の計算方法は以下のとおりである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の30%を生産者の利益となるように計算して基準買い取り価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買い取り価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買い取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規定も設けた。

この価格支持策は、政府決議63号で規定された稲作生産保険スキームの具体化であろう。ドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては画期的な政策の導入であるが、その制度には多くの問題を含まれる。まず政府は業者に指定価格での買い入れを求めるが、政府による財政支出は業者が買い入れ費用のために銀行から借り入れた際の利子補給のみである。つまり業者によっては利子負担は軽減されても、支持買い入れ価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。しかも販売価格にも上限が定められている。このような市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した政策は業者の不正を誘発する可能性がある。また稲作生産費の30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第1図の53.）の冬春作（雨季作）の事例で計算してみると、2006年は54%、2007年は46%、2008年は39%と減少している（TTPNN, 2008;2009）。確かに2007年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

② 輸出業者の規制

また政府決議 63 号で目標とされた「食糧流通と輸出システムの合理化」「農民と農村の各経済事業体との連携」を進めるため、109 号議定では政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 か月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会（行政の執行機関）に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買ったたかれないように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。さらに 2013 年 8 月には、過去 2 年間に 1 万トン/年の輸出が達成できないと認可取り消しになる規則が追加された（CCPDTV, 2014）。

3. 最近のコメ政策・動向

（1）農地政策

「1.（2）ドイモイ政策と農政の転換」で前述したように、農家に生産物を自由に処分する権利を認めた 1988 年 10 号決議によって、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。これを法的に保証するために、1993 年に土地法が改正され、土地の国家管理（全人民所有）の建前を維持しつつも、各個人に土地使用权を分配するという形を取った。ここでの「使用权」は譲渡・賃貸・相続・売買・抵当を含み、実質的な私有権公認に近い（QHVN, 1993）。

「2.（1）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策」で前述したように、2000 年の政府決議第 9 号による水田の転作容認は、国際米価が高騰した 2008 年には農地規制策へと転換された。しかしその後生産過剰の状態となり、2013 年 6 月の首相決定第 899 号（CPVN, 2013a）では、必要な生産量を維持しつつも、農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようにと、再び政策転換が行われた。また同年 10 月「農産品の生産と販売の連携を強化し、大圃場^{ほじょう}を建設するための奨励政策に関する政府首相決定第 62 号」（CPVN, 2013b）が公布され、積極的に大規模農業を奨励するようになった。同決定は、大規模な圃場を経営する農民又は農民組織（合作社など）が企業と契約して販売を行う際の様々な助成制度（農地使用税免税、技術普及や新規種子購入費用の補助など）を規定している。

上記のような大規模農地建設の政策の中心地域は、輸出米の主産地となっている南部のメコンデルタである。2002 年の首相 80 号決定は、企業が農民に対して、販路保証の契約に加えて、生産に必要な資金を融資したり、技術を補助したりする複合契約を実施することを

奨励している。元々メコンデルタではフランス植民地下の19世紀以降、このような複合取引が農民と商人との間で結ばれていた。農業集団化の過程で一時停滞したものの、80年代以降の市場経済化によって復活し、90年代末には南ベトナムで農産物売買の80～90%を担っていた（竹内、2022）。2000年代以降政府が、商人の担っていた機能を企業との直接契約で代替させようとした理由として、商人の大半が華僑・華人であることが考えられる。「1. ベトナム農政の変遷」で前述したように、ベトナムと中国とはしばしば戦争・紛争など政治的対立が激化してきた関係であり、ベトナムは中国の経済的影響力の拡大にも警戒している。

「1.（2）ドイモイ政策と農政の転換」で前述したように、ドイモイ政策は、「事実上の資本主義化」と「理念としての社会主義」の両者のバランスを取りながら進められることになった。米価高騰期以降のコメ新政策では後者に重点をおいた食糧安全保障が志向されるようになった。農地に関しても、1993年土地法では個人に交付される使用権の面積上限（稲作は3haまで）の規定がされているが、大規模経営推進の政策に沿って2013年11月には土地法も改正され、個人使用の上限を維持しつつ借地・賃貸の場合は制限を設けない（QHVN, 2013）等、社会主義の建前（平等性）をもちつつ、経営規模拡大による合理化を推進したいという政策の意図が見られる。なお最新の農業農村開発戦略（CPVN, 2022）でも、「量から質への転換に焦点を当て、大規模な商品生産地を形成」「多品目栽培地域を維持しつつも、必要に応じて稲作生産に戻ることができるようにする」と、市場化対応・大規模化と食糧安全保障の両立を唱えている。

（2）新コメ政策のその後

前述のように2010年政府議定109号は、①価格支持策・②業者規制という新たなコメ政策を打ち出した。それらの政策とその後の状況は以下のとおりである。まず①に関しては最低・最高価格を定めて業者に指示するとあった。だが実際に行われたのは、米価下落時にコメを購入した業者が銀行から融資を受けた際の利子補給である。この価格支持策も実際には機能していない。②に関しては、倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業者を認可した。しかし基準を満たしているかの検査は認可時のみで、その後は実際にはどの機関も業者への監視は行っていない。さらに民間備蓄の統計データがないので備蓄の目標が達成されたかも不明である。

上記の新政策の実施状況を見て政府は、109号議定に代わる新たな政府文書（107号議定）を2018年8月15日に交付した（CPVN, 2018）。元々機能していなかった価格支持に対して、107号議定は価格政策を正式に廃止した。また107号議定はコメ輸出管理の方法も大きく変えることになった。ベトナムのコメ輸出は1990年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られてきた。109号議定の規定では、政府間契約の輸出米のうち20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第16条）。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、

実際には政策を代行（市場動向把握，業者監督等）する役割を担ってきた。しかし 107 号議定によって，輸出業者は食糧協会を通さずに直接輸出できるようになった（ただし毎月の商工省への報告が必要）。現在の食糧協会の仕事は，事業に対する補助，貿易のプロモーション（セミナーの開催や輸入国への訪問等）等である。

107 号議定第 4 条にコメ輸出業者として認可される条件として，「基準を満たすコメ倉庫及び精米機を所有する。」とあり，また第 22 条 6 項 d で上記のコメ倉庫及び精米機の事後検査を規定している。しかし実際には，第 4 条の事前審査は行っているが，第 22 条の事後検査は行っていない。さらに同議定第 12 条に「輸出業者は過去 6 か月分のコメ輸出量の 5 % に相当する最低流通準備量を維持する」とあるが，実際には，検査も行われず制度は実現していない⁽³⁾。

このように 2010 年政府議定 109 号から始まったコメ新政策は，実質的に機能したのはコメ輸出業者の規制という，ドイモイ政策の流れ（市場経済化）に逆行するものであった。しかもそれは参入障壁を高くするだけで参入後のモニタリングは行っていない。新政策は，生産維持・流通効率化・在庫確保を目的だとされているが，それだけでなく「（1）農地政策」で前述したようにドイモイ後に再び活発化した華僑・華人商人への対策もあるのではないだろうか。だとすれば，コメ輸出業者の参入障壁を高くした結果，零細業者（その多くは華僑・華人商人）が破産したことで川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な条件が整備されたことは，政府のもくろみどおりだったといえる。

（3）2023 年のコメ輸出とその背景

2007 年からの国際米価高騰期と同様，2023 年にもインドがコメの輸出規制を行ったが，ベトナムは輸出規制を行わなかった。そして同年のベトナムのコメ輸出は，輸出量（8338 千 t，前年度比 17.4%増）・輸出金額（4816 百万米ドル，前年度比 39.4%増）ともに過去最高を記録した。また「2.（1）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策」で前述したように，2007～09 年には激しい物価上昇に見舞われたベトナムであったが，2023 年の消費者物価は前年度比 3.25%増，食糧価格は 6.85%増に過ぎなかった（TCTK, 2023）。

2023 年のコメ輸出がこのように「成功」した理由は，実質的にコメ輸出業者の参入障壁を高くしただけのコメ新政策だけではなく，コメ生産・輸出の構造が 2007 年当時と大きく異なっていると考えられる。一番大きいのは，かつてベトナムは低品質・低価格米の輸出だったが，高価格の香り米等の輸出に移行している（CCPDTV, 2023）点である。具体的には，2010 年段階ではベトナムのコメ輸出金額のうち白米の割合が 89.8%と圧倒的で，香り米が 3.7%，もち米が 2.0%に過ぎなかった。それに対して 2017 年にはそれぞれ 36.4%，29.0%，23.5%と大きく構造を変えている（Doan Thi Thu Huong et al., 2022）。つまり，白米が中心の国内市場と香り米が大きな比重を占める輸出市場との分離が進み，国際米価と国内米価との相関関係が小さくなってきことが，2023 年のコメ輸出の「成功」をもたらしたと考えられる。

注（1）本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

（2）設立当初のベトナム民主共和国は、共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも関係に取り込んだ。さらに、1945年11月には仏領インドシナ全域の革命を目指すインドシナ共産党も偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した（白石, 1993）。さらにベトナム戦争後の1976年にベトナム共産党と改称し、現在に至る。

（3）2023年2月28日、ベトナム市況分析予報株式会社（AgroMonitor社、ベトナム農業省関連団体）チーフエコノミスト Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより。

〔引用文献〕

【日本語文献】

アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.

桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.

白石昌也(1993)『ベトナムー革命と建設のはざまー』東京大学出版会.

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム（講座・東アジア近現代史5）』青木書店.

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』38(8), アジア経済研究所.

竹内郁雄（編著）(2022)『ベトナムにおける「共同体」の存在と役割——現代ベトナム農村開発論』明石書店.

古田元夫（1996）『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ（現代アジアの肖像 10）』岩波書店.

【英語・ベトナム語文献（書籍及びウェブサイト）】

CCPD TV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナム及び世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告)

CCPD TV(2014) *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告)

CCPD TV(2023) *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2022 - Trien vong 2023* (2022 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告)

Doan Thi Thu Huong, Pham Quang Dieu, Dao The Anh(2022) *Market Structure of Rice Export in Vietnam from 2010 to 2020*, The Food and Fertilizer Technology Center for the Asian and Pacific Region (FFTC)

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社).

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2024 年 3 月 1 日アクセス).

TCTK(2000) *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thông tin Phát triển Nông nghiệp - Nông thôn, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thường niên Ngành hàng lúa gạo Việt Nam 2007 và Triển vọng 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009) *Bao Cao thường niên Ngành hàng lúa gạo Việt Nam 2008 và Triển vọng 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

【ベトナム語文献 (法律及び共産党・国家機関文書)】

CPVN (Chính Phủ Việt Nam, ベトナム政府) (2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議 9 号). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2005) *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN(2008a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b) *So:391/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nội chung và đất trong lúa nước nội riêng* (2006～2010 年 5 か年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN(2009b) *So:1518/2009/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN (2009c) *So:63/2009/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布.

CPVN(2010) *So: 109/2010/ND-CP, Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布.

CPVN (2013a) *So: 899/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Đề án Tái cơ cấu ngành nông nghiệp theo hướng nâng cao giá trị gia tăng và phát triển bền vững* (高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第 899 号), 2013 年 6 月 10 日公布.

CPVN (2013b) *So: 62/2013/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (農産品の生産と販売の連携を強化し,

- 大圃場を建設するための奨励政策に関する政府首相決定第62号), 2013年10月25日公布.
- CPVN(2018) *So: 107/2018/ND-CP, Nghi Dinh ve ve kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出経営に関する政府議定107号), 2018年8月15日公布.
- CPVN(2022) *So:150/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Chiến lược phát triển nông nghiệp và nông thôn bền vững giai đoạn 2021-2030, tầm nhìn đến năm 2050* (2050年を見据えた2021～2030年段階の持続可能な農業・農村開発戦略の策定に関する第150号政府首相決定). 2022年1月28日公布
- DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/ CT/TW, Chi thi của Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hop tac xa nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布
- DCSVN(1988)*So:10/ NQ/TW, Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布
- DCSVN(2008)*So: 26 NQ/TW, Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung uog Dang về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.
- TCTK(2023) *Báo Cáo Tình Hình Kinh Tế - Xã Hội Quý IV và Năm 2023* (2023年第4四半期及び2023年全体に関する社会経済状況報告書). 2023年12月28日発表
- QHVN (Quốc Hội Việt Nam ベトナム国会) (1993) *Luat Đất đai năm 1993* (1993年土地法), 1993年7月14日可決.
- QHVN (1996) *Luat Hop Tac Xa* (合作社法), 1996年3月20日可決.
- QHVN (2013) *Luat Đất đai năm 2013* (2013年土地法), 2013年11月29日可決.